

第 3 4 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 8 年 4 月 2 7 日（月）午前 1 0 時 0 0 分より、第 3 4 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第 1 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

2 番 徳田 明子	3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄	6 番 井内 英樹
7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友	9 番 辻 四一郎	1 0 番 吉田 利一
1 1 番 今村 正喜	1 2 番 小島 佳剛	1 3 番 清水 幹央	1 4 番 寺川 勝之

（欠席委員）

1 番 欠員	5 番 山崎 省吾
--------	-----------

（農地利用最適化推進委員）

水谷 修 北村 嘉朗

（事務局）

塚本 局長	稲垣 次長	清水（囑託）	村田（囑託）	北岡（囑託）
-------	-------	--------	--------	--------

	(午前 10 時 00 分 開会)
局 長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 本日の定例総会に山崎委員から欠席の届がなされております。 本日の定例総会は在任委員 13 名の内、出席委員は 12 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 また、中井推進委員、村田推進委員から欠席の連絡を受けております。 それでは、議事進行につきまして、吉田会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、ただ今から、第 34 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、今村委員、小島委員のお二人をお願いいたします。 現地調査委員につきましては、佐原委員と今村委員のお二人でした。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。 本件については、譲渡人は高齢により営農が困難なため規模を縮小されることにより、また、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転されるものです。譲受人の農作業歴は 11 年、水稻を栽培される予定です。 農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、佐原委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原委員	報告します。去る 4 月 22 日、事務局の案内で今村委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の槇島町 ● ● ● ● の利用状況につきましては、現況は田で、耕起済みの状態で、適正に管理されておりました。

	以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に「第２号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第２号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」一括して４件をご説明申し上げます。 番号１につきましては、中間管理事業の売買特例を活用した所有権移転で野菜を栽培される予定です。 番号２につきましては、中間管理事業による利用権設定で、これまでの相對契約による利用権設定が中間管理事業による契約に変わるため新規扱いとなっておりますが、実質的には更新です。期間は令和１３年６月３０日までの５年間で野菜を栽培される予定です。 番号３につきましては、中間管理事業による新規の利用権設定ですが、番号２と同じく、これまでの相對契約から変わるもので実質的には更新です。期間は令和１３年６月３０日までの５年間で、３ページの地図上、７と８につきましては、花卉の栽培、そのほかは水稻を栽培される予定です。 番号４につきましては、親族間での経営移譲に伴い、新規に使用借権を設定されるもので、期間は１０年間、野菜を栽培される予定です。 いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。 以上です。

議 長	続きまして、番号１及び２について佐原委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原委員	報告します。去る４月２２日、事務局の案内で今村委員と現地調査に行っていました。 番号１の槇島町・・・・及び・・、並びに槇島町・・・・の利用状況につきましては、現況は畑で、耕起済みの状態で、適正に管理されておりました。 番号２の槇島町・・・・の利用状況につきましては、現況は畑で、一部じゃがいもが植わっており、他は耕起済みの状態でした。 以上です。
議 長	続きまして、番号３及び４について今村委員より現地調査の報告をお願いします。
今村委員	報告します。去る４月２２日、事務局の案内で佐原委員と現地調査に行っていました。 番号３の槇島町・・・・及び・・の利用状況につきましては、現況は田で、耕起済みの状態で、きれいに管理されておりました。槇島町・・・・及び・・の利用状況につきましては、現況は畑で、花卉を栽培されていますが時期的に耕起前でした。草は少し伸びている状態ですが、問題のない範囲だと思います。槇島町・・・・、・・、・・及び・・の利用状況につきましては、現況は田で、耕起済みの状態で、適正に管理されておりました。 番号４の小倉町・・・・及び・・の利用状況につきましては、現況は畑で、耕起済みの状態で、適正に管理されておりました。小倉町・・・・及び・・の利用状況につきましては、現況は畑で、半分はサニーレタスが植わっており、もう半分は耕起済みの状態でした。小倉町・・・・及び・・の利用状況につきましては、現況は畑で、耕起済みの状態で、適正に管理されておりました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第２号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見に

	ついて」は、「意見なし」として回答することといたします。 続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。 それでは「第１号報告 農地法第５条の規定による届出の受理について」ご説明申し上げます。 本件につきましては、西側隣接地と一体で分譲住宅１６戸分を整備するための転用で、隣接農地はございません。雨水排水は既存道路への接続となります。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第１０条第２項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。 なしの声 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。
--	--

(午前10時20分審議終了)

議長

署名委員

署名委員